

「大分市高齢者福祉計画及び第10期大分市介護保険
事業計画」策定支援業務委託 プロポーザル実施要領

令和7年7月22日

大分市福祉保健部長寿福祉課

1. 趣旨

この実施要領は、「大分市高齢者福祉計画及び第10期大分市介護保険事業計画」策定支援業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

(1) 業務名

「大分市高齢者福祉計画及び第10期大分市介護保険事業計画」策定支援業務委託

(2) 目的

本業務は、国や県の動向、大分市の高齢者の状況等を的確に把握するため、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査その他必要な調査を実施し、調査に基づくニーズの把握等を踏まえ、令和9年度から令和11年度までの3年間において、大分市が解決すべき課題や高齢者福祉施策の方向性、介護保険サービス目標量等を定める「大分市高齢者福祉計画及び第10期大分市介護保険事業計画」を策定することを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「大分市高齢者福祉計画及び第10期大分市介護保険事業計画」策定支援業務委託仕様書のとおり

(4) 業務委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

(5) 提案上限額

○令和7年度：9,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

○令和8年度：9,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3. プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 大分市物品等供給契約競争入札参加資格審査要綱（昭和56年大分市告示第258号）により、入札参加資格の認定を受けている者であること。

(3) 市長から指名停止処分を受けている期間中でないこと。

公告日から契約締結日までにおいて、大分市物品等供給契約に係る指名停止等の措置に関する要領（平成21年大分市告示第553号）若しくは大分市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要領（平成12年大分市告示第477号）に基づく指名停止期間中でないこと又は大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成24年大分市告示第377号）に基づく排除措置期間中でないこと。

- (4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申し立てがなされていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は再生手続きを行っていないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 企画提案書提出以前3月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (8) 九州管内に本店、支店又は営業所等を有していること。
- (9) 過去に、市区町村又は広域連合の第9期介護保険事業計画策定支援業務（調査のみの業務を除く。）の受託実績があること。
- (10) 業務実施に当たり専任担当者を配置し、大分市との打合せ等に専任担当者を出席させることが可能であること。

4. 実施スケジュール

項 目	期 間 等	備 考
公募期間	令和7年7月22日（火）から 令和7年8月8日（金）まで	ホームページ
質問の受付	令和7年8月1日（金）17時15分まで	電子メール
質問の回答	令和7年8月4日（月）（予定）	ホームページ
参加表明書等の提出	令和7年8月8日（金）17時15分まで	持参又は郵送
参加資格確認結果の通知	令和7年8月12日（火）（予定）	電子メール
予備審査結果の通知	令和7年8月12日（火）（予定）	電子メール
企画提案書等の提出	令和7年8月25日（月）17時15分まで	持参又は郵送
本審査 （プレゼンテーション）	令和7年8月29日（金）（予定） ※詳細は別途連絡	大分市役所で開催
選定結果の公表	令和7年9月上旬（予定）	ホームページ及び書面で通知

※日程は変更する場合があります。

5. 質問

(1) 質問の受付

- ① 提出書類 質問表（様式1）

② 提出期限 令和7年8月1日(金)17時15分まで(必着)

③ 提出方法 電子メール

電子メールの件名を『「大分市高齢者福祉計画及び第10期大分市介護保険事業計画」策定支援業務委託プロポーザルに関する質問(業者名)』とすること。

④ 提出先 大分市福祉保健部長寿福祉課 庶務担当班 (14. 問い合わせ先参照)

(2) 質問の回答 回答については、すべての参加事業者に対して開示する。

※質問書送信後、担当者に電話で受信の有無を確認すること。

※質問者の名称等については開示しない。

※審査に関する質問には応じない。

※電話や担当窓口訪問による口頭での質疑は、一切受け付けない。

6. 参加表明書等の提出

実施要領等の公募に関する資料・及び各種様式類は、本市ホームページからダウンロードすること。【大分市ホームページ】 ホーム>仕事・産業>入札・契約・プロポーザル>プロポーザル>公募型>大分市高齢者福祉計画及び第10期大分市介護保険事業計画策定支援業務委託に係るプロポーザル参加事業者の公募について

(1) 提出書類

① 参加表明書(様式2)・・・1部

② 会社概要書(様式3)・・・1部

※パンフレット等の会社概要を添付することも可とする。

③ 市区町村又は広域連合の第9期介護保険事業計画策定支援業務(調査のみの業務を除く。)の受託実績を証する書類(任意様式)・・・1部

※契約先受託年度がわかるよう表記すること。そのうち人口20万人以上の市区町村との契約は、色分けするなど区別して表記すること。

④ 国税及び地方税の納税証明書

(2) 提出期限 令和7年8月8日(金)17時15分まで(必着)

(3) 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、簡易書留郵便に限る。)

(4) 提出先 大分市福祉保健部長寿福祉課 庶務担当班 (14. 問い合わせ先参照)

(5) 提出書類に係る留意事項

・1事業者1提案とし、A4版で作成すること。

・参加表明書には、商号又は名称及び代表者氏名を記載し、社印と代表者印を押印すること。

(6) 参加資格確認結果の通知

参加表明者の参加資格を確認し、参加資格の有無に関わらず、結果を全表明者に書面により通知する。併せて、提案者の資格を満たす者に対して、提案書等の提出を依頼する。

7. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ① 企画提案書提出届(様式4)・・・1部
- ② 業務実施体制届(様式5)・・・正本1部 副本8部
- ③ 業務責任者・主担当者の経歴等(様式6)・・・正本1部 副本8部

※保有資格は、資格を証明するものの写しを添付すること。

- ④ 企画提案書(任意様式)・・・正本1部 副本8部

提案内容を簡潔にわかりやすくまとめたもので、下記事項を記載すること。

- 1) 業務の基本的な考え方
- 2) 現状把握と課題の整理
- 3) 計画策定のポイントと具体的な策定手法
- 4) 業務の実施体制
- 5) 業務に係るスケジュール
- 6) 業務の実績
- 7) その他の提案等

- ⑤ 見積書(任意様式)・・・正本1部 副本8部

※費用の内訳明細を同時に作成し添付すること。

(2) 提出期限 令和7年8月25日(月)17時15分まで(必着)

(3) 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、簡易書留郵便に限る。)

(4) 提出先 大分市福祉保健部長寿福祉課 庶務担当班 (14. 問い合わせ先参照)

(5) 提出書類に係る留意事項

- ・1事業者1提案とし、A4版で作成すること。
- ・各種様式及び見積書の正本1部には、商号又は名称及び代表者氏名を記載し社印、代表者印を押印すること。

8. 辞退届の提出

参加表明書の提出後にプロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届を提出すること。

(1) 提出書類 辞退届(様式7)

(2) 提出期限 令和7年8月18日(月)17時15分まで(必着)

(3) 提出方法 持参又は郵送

(4) 提出先 大分市福祉保健部長寿福祉課 庶務担当班 (14. 問い合わせ先参照)

9. 審査

(1) 予備審査

応募者が6事業者以上となった場合は、提出された書類の業務実績等を基に事務局による予備選考(書類審査)を行い、5事業者を選定し本審査を実施するものとする。

予備審査の結果については、全ての提案事業者に対して令和7年8月12日(火)に電子メー

ルにて通知する。

(2) 本審査(プレゼンテーション)

- ① 実施日時 令和7年8月29日(金) ※開始時間、会場等の詳細は別途連絡する。
- ② 実施場所 大分県大分市荷揚町2-31 大分市役所(予定)
- ③ 出席者 1 提案事業者3名以内
- ④ 説明時間 1 提案事業者当たり30分(説明、質疑応答)とする。
 - ・説明は、本業務を受託した場合の担当予定者が実施するものとする。
 - ・利用可能機材は、プロジェクター及びスクリーンとし、大分市において準備する。
 - ・パソコンは提案者が持参すること。
 - ・プレゼンテーション等に要した費用は提案事業者負担とする。

10. 選定方法

(1) 受託候補者選定委員会の設置

本業務の履行に最も適した契約の相手方を選定するため、「大分市高齢者福祉計画及び第10期大分市介護保険事業計画策定支援業務受託候補者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)を設置する。

(2) 審査及び評価

審査は、選定委員会において、次ページの審査基準について総合的な評価を行い、得点が最も高い事業者を受託候補者として選定する。ただし、配点合計の6割を最低基準点とする。

第1位の事業者が契約を締結しない場合は、次に得点の高かった事業者を次点の交渉権者とする。

(3) 企画提案事業者が1社の場合について

選定委員会において、プロポーザル実施要領、仕様書等を満たすと判断した場合は、その提案事業者を受託候補者として決定する。

(4) 審査結果

選定結果については、本審査参加事業者全員に対して書面により通知する。

(5) 審査結果の公表

選定結果については、大分市ホームページにて公表する。

最優秀提案者は社名と得点、それ以外の者は社名を匿名化したうえで得点のみを公表する。

(6) その他

選定委員会での選考は、非公開とする。審査経過及び結果に関する問い合わせには応じない。提案事業者は、審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

〈審査基準〉

区分	評価項目	評価の視点
提案内容 (50点)	業務の基本的な考え方	社会情勢、本市の現状や課題、業務目的、内容等を踏まえた提案内容となっているか。
	業務の理解度	国の制度概要や状況を把握・理解しており、国が定めた各種手引きや法改正に伴う例規整備情報など、本市が必要とする情報を提供可能な体制・能力を有しているか。
	提案の妥当性・有効性	・各種調査の実施方法並びに計画策定に向けた論点・課題の抽出方法及び整理に妥当性があるか。 ・第10期計画の策定に当たって、会社の特徴を活かした独自性のある具体的な支援が期待でき、本市にとって有効な提案がなされているか。
業務体制 (30点)	取組意欲及び実施体制	・業務に対する取組意欲が高いか。 ・業務量に見合った人員が配置され、業務が確実に実施できる体制にあるか。
	主担当者の専門性	主担当者の専門性や業務経歴は十分か。
	スケジュール	効率的かつ確実に各業務が運営されるスケジュールとなっているか。
業務実績 (10点)	業務実績	人口20万人以上の市区町村又は広域連合の第9期介護保険事業計画の策定を支援した業務（調査のみの業務を除く。）の実績があるか。
見積書 (10点)	見積価格	委託料上限額以内であり、提案に対して適切な金額か。

11. 契約手続き

- (1) 契約内容については、提案された内容等を踏まえ、受託候補者と協議し決定する。
- (2) 受託候補者が不正な行為を行い、審査結果を自ら優位にしたことが判明したときは契約を締結しない。契約締結後に判明したときは、当該契約を無効とする。

12. 失格

次のいずれかに該当することとなった場合は、失格とする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合

- (4) 見積額が委託料上限額を超えている場合
- (5) 本審査（プレゼンテーション）に参加しなかった場合
- (6) 選定の公平性を害する行為があった場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、選定委員会委員長が失格であると認めた場合

13. その他

- (1) 企画提案書の作成、その他の応募に要した経費は提案者負担とする。
- (2) 提出書類の提出後の修正又は変更は、認めない。ただし、企画提案書については、提出期限までは修正、変更できるものとする。その際は、提出書類一式をすべて持ち帰り、改めて提出すること。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しないものとする。
- (4) 本プロポーザルの審査等に係る事務処理に必要な範囲で、提出書類の複写保存を行う場合がある。
- (5) 企画提案書等に含まれる参加者の情報及び個人情報については、適正に管理し、漏洩や不正使用は行わない。

14. 問い合わせ先

〒870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号
大分市福祉保健部長寿福祉課 庶務担当班（大分市役所1階）
電 話 097-537-5679
メール chouzyufukusi@city.oita.oita.jp